

神奈川県発注工事の条件付き一般競争入札参加資格要件設定に係る基準

(目的)

第1条 この基準は、別に定めがあるもののほか、神奈川県が発注する工事（以下「工事」という。）の一般競争入札における業者の入札参加資格要件の設定に必要な事項を定め、もって厳正かつ公平な執行を図ることを目的とする。

(入札参加資格要件の設定と審査会)

第2条 入札執行権者が入札参加資格要件の設定を行う場合は、あらかじめ工事を発注する本庁各局部及び各出先機関（以下「各局部等」という。）ごとに設置する工事入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

なお、出先機関が入札参加資格要件の設定を行う場合、本庁各局部に設置される審査会に協議することができるものとする。

(入札参加資格要件設定の基準)

第3条 要領第6条に基づき、審査会において入札参加資格要件を設定する場合は、次の各号に留意するものとする。

(1) 「発注工種」等

- ア 当該工事の種類が2種類以上の場合、原則として主たる工事の種類を設定する。
- イ 当該工事の下請け総額が(土木工事等5,000万円以上、建築一式工事8,000万円以上)と想定される場合は、当該工事の種類に係る特定建設業の許可を有することを設定する。

(2) 「等級格付」等

- ア 等級格付は、当該工事の設計金額により「競争入札の参加者の資格に関する規則」別表第2により設定する。また、規則に定める等級の2以上にわたる場合は、工事の内容等を勘案して設定できる。
- イ 等級格付が設定されていない工種の工事は、設計金額に応じて入札参加可能者数を考慮し総合点数を設定する。
- ウ 災害復旧等のための緊急又は短期間に完成する必要がある工事等、優良工事施工業者及び社会貢献企業を対象とする発注工事については、この限りではない。（「競争入札の参加者の資格に関する規則」第3条第4項、「社会貢献企業を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」及び「優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」による。）

(3) 本店又は営業所の所在地

原則として次の順位で設定する。

- ① 工事箇所を中心とする地域の県内業者又は工事の施工を担当する事務所が所管する区域の県内業者
- ② ①に隣接する地域又は区域の県内業者
- ③ 前各号に該当しない県内業者
- ④ 県内に支店又は営業所を設けている県外業者
- ⑤ その他の県外業者

(4) 配置予定技術者の資格及び施工経験

当該工事の施工現場に配置する技術者について、当該工事の施工に必要と認められる場合、次の事項を設定できる。

- ① 請負代金額の総額が（土木工事等 4,500 万円以上、建築一式工事 9,000 万円以上）と想定される場合は、主任技術者又は監理技術者の専任配置を求める。
- ② 技術者の施工経験に関する工事の規模、内容等

(5) 「同種工事の実績」等

当該工事の施工に一定以上の技術力及び施工能力が必要と認められる場合等に、次の事項を設定できる。

- ① 同種工事の施工実績に関する内容、規模等
- ② 同工種工事の完成工事高
- ③ その他、当該工事の施工にあたって必要と認められる事項

(6) 同工種工事の成績

当該工事と同工種に係る工事成績の点数の範囲を必要に応じて設定できる（「神奈川県請負工事成績評定要領」第 6 条に規定する工事成績評定通知書の評点結果）。

なお、優良工事施工業者を対象とした工事については、別途定める「優良工事施工業者を対象とした条件付き一般競争入札実施要領」による。

(7) 接近工事の状況

当該工事と 100m 以内（最短直線距離）に接近して施工中（契約日から発注者に完成届を提出した日までの期間）の工事で、同一発注者が発注する同工種工事を有する者を接近工事として除外することができる。

なお、接近した地域において、同時期に分割発注する場合、100m を超えても接近工事として取扱うことができる。

ただし、維持工事、修繕工事等で小規模な工事は適用しない。

(8) その他

不良不適格業者の排除、公共工事の良好な品質と確実な施工の確保のため、必要と認められる事項について設定できる。

(入札参加可能者数)

第4条 入札参加可能者数は、工事設計金額に応じて次表の区分によるものとする。

工事設計金額	入札参加可能者数
5千万円未満	原則 30程度
5千万円以上2億円未満	原則 40程度
2億円以上	原則 50程度

ただし、再度公告入札をする工事並びに工事の種類、特殊性及び発注機関の地域状況等からこの区分により難しい場合、発注者の判断において、当該工事の実情に応じた扱いを行うことができる。

- (1) 高度又は特殊な技術を必要とする橋りょう、隧道、水門等の工事
- (2) 製作者、施工者が限定されている機械、電気等の設備工事
- (3) 工事施工箇所の特殊性により入札参加可能者数の確保が困難である工事
- (4) 特定地域に業者が偏在している塗装工事
- (5) 災害の応急工事等で特に緊急を要する工事、短期間に完成する必要のある工事
- (6) 特定建設工事共同企業体（県内企業）による工事
- (7) 優良工事施工業者、社会貢献企業を対象とする工事
- (8) 当分の間、維持工事、修繕工事等で小規模な工事

2 前項各号の規定のほか、出先機関の発注者は入札参加可能者数について各局部の審査会に意見を求め、当該審査会の意見を参考にして参加要件を決定することができる。

(その他)

第5条 審査会の構成、運営及びその他要件設定に当たっての各局部の固有の事項等については、各局部等において、「工事に係る条件付き一般競争入札参加資格設定要領」として別途定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、平成28年6月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和5年1月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。

附 則

この基準は、令和7年2月1日に施行し、同日以降公告する案件から適用する。